

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

アルヒ株式会社

執行役員管理本部長 市川 裕康

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

従業員等に対して新株予約権を発行することは、一般的にストック・オプション制度として広く浸透しており、当社グループも平成 26 年の非上場化以降、従業員等に対して同制度を実施してきた。ここで論点になるのが、新株予約権の発行が報酬概念の範疇に入るかという点であり、ここに当社の見解を申し上げる。

会社法においては、従業員等を対象に無償で新株予約権を割り当てることは職務執行の対価性があるとして、これを報酬として整理することに議論の余地はない。ストック・オプション会計基準は、この対価性を根拠として費用認識するべきであると整理している。当社グループも、無償で発行する新株予約権は報酬として取り扱い、会社法上の規定に従い必要な手続きを行ってきた。

但し、有償で新株予約権を割り当てることについては、従業員等が払い込む金銭の額との間で等価交換が成立する限り、新株予約権に職務執行の対価性は存在しないと考えられる。すなわち、従業員等は新株予約権の付与に際して何ら財産上の利益を受けることにはならず、むしろ払い込んだ金銭は如何なる場合でも払い戻されることがない点に着目する

と、有償で発行される新株予約権は株式への出資に類似した性格を有し、自社株式の値上がり益に期待して新株予約権の購入を行うという投資制度としての整理ができるものと考ええる。

当社としては、株主と目線を合わせる目的で経営陣や従業員等に株式や新株予約権を保有させる資本政策を採用しているが、公正価値で発行されるものについては報酬の意図は存在しない。仮に、有償で割り当てられる新株予約権を職務執行等の対価性があるものとして会計上扱う場合、従来の法律上の解釈と税務上の理解がこれまで整合的に取り扱われてきた実務に今後大きな矛盾を生じさせる恐れがある。

このような矛盾を生じさせるほど是正すべき実務上の要請があるとは考えにくいため、有償新株予約権を報酬として取り扱うことを提案する本質問には同意できないと考える。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性

本公開草案は、非上場会社の取扱いとしてストック・オプション会計基準の特例の適用（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項）が認められるのか判然としない。そのため、ストック・オプション会計基準の規定に紐付けた非上場会社の取扱いを本公開草案に記載することを提案する。

【意見】国際財務報告基準（IFRS）上の取扱いとの差異に関する問題点

本公開草案では、勤務条件が付されていなくても業績条件が付されている有償新株予約権は、報酬としてその適用範囲に含めるとされているが、IFRSでは、有償新株予約権に従業員等の一定期間の勤務を求める条件（勤務条件）がなければ報酬として認識しない整理で規定されている。

会計基準間の差異を拡げるような会計制度の変更は、IFRSへのコンバージェンスに逆行する懸念に繋がるため、本公開草案に係わる提案が再考されることを期待する。

以上